「特掲診療科の施設基準等」 「第七 投薬」に基づく掲示

薬剤の「一般名処方」の実施について

- ■2020年以降、日本国内では、特に後発医薬品の供給不足が続いています。 複数の会社が製造する後発医薬品が、品質管理の不備により、出荷停止や限定 出荷になっており、その影響は現在も続いています。
- ■そのため、医療用医薬品の供給が停滞することにより、薬による治療が中断することのないよう、患者さんへ十分に説明したうえで、処方せんを発行するにあたり、「一般名処方」を実施しております。これにより、保険薬局は製薬会社、先発品、後発品に関わらず、柔軟に調剤を行うことができ、薬物治療を滞りなく行うことができます。
- ■患者さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般名処方とは

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名(有効成分の名称)で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。

一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、後発医薬品を使用しても調剤が出来ます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。

